

## 令和7年度地域公共交通確保維持事業の一部変更について

### 1. 議事概要

大分市地域公共交通計画の別紙に位置付けている「令和7年度地域公共交通確保維持事業」のうち、白関線（白津交通）の計画運行日数および計画運行回数、やはたコミュニティバス東八幡線（大分市）の計画運行回数を変更する。

白関線においては、本年12月および来年1月に大分県が実施する「バス無料デー」当日の運行は、フィーダー補助申請の対象外となることから、本事業の計画運行日数および回数から除外する。

また、『議案3 路線バス代替交通「やはたコミュニティバス」の一部運休について』に伴い、東八幡線における本事業の計画運行回数を変更する。

### 2. 大分県主催「バス無料デー」

実施日：令和6年12月15日（日）、令和7年1月15日（水）、22日（水） 計3日

対象：県内の路線バス9社

大分バス(株)、白津交通(株)、大野竹田バス(株)、大分交通(株)、大交北部バス(株)  
国東観光バス(株)、玖珠観光バス(株)、亀の井バス(株)、日田バス(株)

※一部のコミュニティバスでは同日に無料運行を実施する予定

- ・大分キャンバス、のつはるコミュニティバス、たきおコミュニティバス  
やはたコミュニティバス、ふれあい交通（以上、大分市）
- ・白杵市コミュニティバス
- ・竹田市コミュニティバス

### 3. 今後の手続き

- ・ 地域公共交通計画変更届出書を九州運輸局へ提出

以上

令和6年11月 日

(名称) 大分市地域公共交通協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の郊外部には公共交通の利用が不便な地域が点在しており、地域の人口が減少する中で高齢者の免許返納者数は増加し、移動が困難な住民の日常生活における移動手段の確保が課題となっている。

本市では、平成16年6月より、公共交通の利用が不便な地域において住民の日常生活の移動手段を確保し、買い物や通院その他外出の機会を促進するとともに市街地の活性化に資することを目的として「ふれあいタクシー運行事業」を開始した。事業開始後5年ほどが経過する中で、利用者から運行内容の改善やスクールバスとの乗り合わせなどを求める声が多く寄せられたことから、平成22年10月から平成24年3月までの間、「新コミュニティ交通運行実証実験事業」として、一部の地域において運行内容を改善し、その利用状況等の調査・検証を行った。

この検証結果に基づき、平成24年4月から全市的に「ふれあい交通運行事業」を実施し、平成29年4月には運賃や利用要件等の制度拡充を行った。

市内の路線バスにおいては、利用者の減少等により採算性を確保することが困難となっており、特に、過疎地域や交通不便地域の路線維持が課題となっている。

令和2年10月には、利用者が少ない地域や狭隘道路で安全運行が困難な地域の一部路線が廃止となり、本市が、地域住民の通学や通勤、買い物など日常生活における移動手段を確保するため、路線バス代替交通を運行している。

令和6年10月からは、近年の乗務員不足等の影響により、本市の地域内フィーダー系統「机張原線・柞原線・大分市内線」が休止となることから、路線バス代替交通の運行を計画している。

本計画では、「ふれあい交通運行事業」、「生活交通確保維持事業」、「路線バス代替交通運行事業」の実施を通じて、本市における地域公共交通網の確保及び維持を図り、住民の利便性の向上や、日常生活に必要な移動手段を確保することを目的とする。

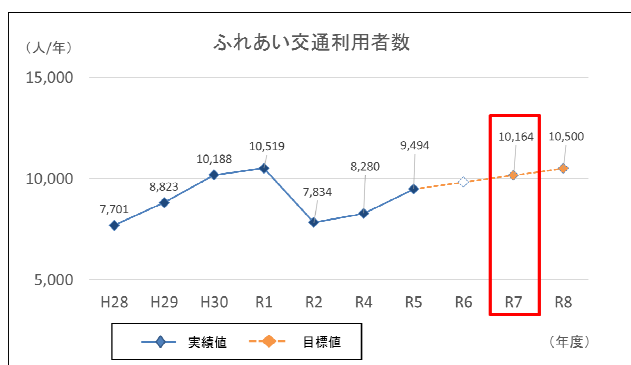
## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## 1) ふれあい交通

①年間延べ利用者数約10,164人（弓立ルートにおいて、スクールバスとして利用している通学者等の延べ利用者数は除く）とする。

※各ルートの令和5年度実績値については添付資料①参照

※大分市地域公共交通計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（令和元年度）の実績値10,519人に基づき、令和8年度の目標を設定している。



②運行可能日数に対する実績運行日数の率（稼働率）を63.0%以上とする。

※参考資料①参照

※稼働率が低いルートについては、利用の増加を目指した取組を実施する。取組をし

たものの利用がないルートについては、運行を廃止し、事業の効率化を図るものとする。

- ③地域検討会（定期利用者と運行計画を検討する会）を1ルートにつき年1回以上開催する。地域から個別に要望があれば運行検討会、運行説明会を開催し、事業の周知拡大に取り組む。
- ④地域検討会の参加者に対して、運行についての満足度調査を実施し、半数以上のルートにおいて、参加者70%以上が「満足」と回答することを目標とする。
- ⑤稼働率が低いルートの主な要因として、登録者の生活環境の変化に起因する例も多くあるが、四半期に一度、広報活動を行い、制度紹介や利用状況について周知することで、潜在的な利用者の発掘に努める。
- ⑥稼働率が低いルートにおいては職員が同伴してふれあい交通を利用する体験会を実施して、利用に不安を抱えている登録者にも易しい事業とすることを旨とする。（新規取組）

	平成30年度 実績	令和元年度 実績値	...	令和5年度 実績値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
延べ利用者数	10,188	10,519 (100%)	...	9,494	10,164 (96.6%)	10,500

運行系統名【補助対象系統のみ】	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(1) 赤仁田ルート	444人	475人	491人
(2) 檜原ルート	293人	314人	324人
(3) 弓立ルート（通常便：戸次）	326人	349人	361人
(4) 弓立ルート（通学便：戸次）	1,708人	1,708人	1,708人
(5) 弓立ルート（通常便：判田）	133人	142人	147人
(6) 中野ルート	383人	410人	424人
(7) 上石合ルート	106人	114人	117人
(8) 入蔵ルート	170人	182人	188人
(9) 市尾ルート	545人	584人	603人
(10) 延命寺ルート	1,041人	1,115人	1,152人
(11) 一木ルート	427人	457人	472人
(12) 屋山ルート	973人	1,042人	1,076人
(13) 折立ルート	91人	97人	101人
(14) 道尻ルート	201人	215人	222人
(15) 木佐上ルート（馬場）	97人	104人	108人
(16) 木佐上ルート（神崎中学校前）	221人	237人	244人
(17) 大志生木ルート	430人	460人	476人
(18) 大黒ルート	282人	302人	312人

## 2) 路線バス

年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(19) 臼関線（佐賀関～臼杵駅）	1,055人	1,305人	1,305人
(20) 臼関線（佐賀関～下浦）	4,406人	5,712人	5,712人

※臼杵市の区間は補助対象外。佐賀関～臼杵駅間については大分市内分のみを算出。  
※大分市地域公共交通計画の目標値である令和2年度実績値を目標とする。

## 3) 代替交通

年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和5年度	令和7年度	令和8年度
(21) 柞原線 （野稲田～生石一丁目） （野稲田～ミスターマックス～生石一丁目） （柞原～ミスターマックス～生石一丁目） （野稲田～西大分駅前） （野稲田～ミスターマックス～西大分駅前）	—	6,592人	6,592人
(22) 机張原線 （机張原公民館前～生石一丁目） （机張原公民館前～ミスターマックス～生石一丁目） （机張原公民館前～ミスターマックス～西大分駅前）	—	5,862人	5,862人
(23) 中大山線 （中大山～生石一丁目） （中大山～ミスターマックス～西大分駅前）	—	2,470人	2,470人
(24) 東八幡線 （東八幡～西大分駅前） （東八幡～ミスターマックス～西大分駅前） （東八幡～ミスターマックス～生石一丁目）	—	2,470人	2,470人

※1便あたり2名以上の乗車を目標として算出。令和5年度の暦を基に算出した数値を目標値として取り扱う。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

## 1) ふれあい交通

- ・定期的に地域住民と検討会を行い、地域の実情やニーズに沿った運行計画の策定を行う。（大分市）
- ・地域住民へふれあい交通の制度や運行計画の周知活動。（大分市）
- ・停留所への標柱、ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。（大分市）  
（大分市地域公共交通計画 P95 を参照）

## 2) 路線バス

- ・行政と運行事業者でワーキング会議を開催し、利用者の維持・確保に向けた取組を検討する。（大分市、バス事業者）
- ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。（大分市、バス事業者）

## 3) 路線バス代替交通

- ・沿線地域の住民が参加する「地域検討会」や利用者アンケート調査を行い、利用ニーズを踏まえ、利用実績に基づく運行の見直しを行う。（大分市）  
（大分市地域公共交通計画 P97 を参照）
- ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。（大分市）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
1) ふれあい交通 大分市タクシー協会への委託により運行する当該事業は、業務委託料 21,866 千円のうち、国庫補助額 693 千円を差し引いた差額分を大分市が負担する。(令和5年度実績)
2) 路線バス 運行事業者への補助額は、運行にかかる経常費用 10,480 千円から経常収益 2,006 千円及び国庫補助金 1,042 千円を差し引いた額とし、大分市が負担する。(令和5年度実績)
3) 路線バス代替交通 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託により運行する当該事業は、業務委託料のうち、国庫補助額を差し引いた差額分を大分市が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
1) ふれあい交通 ・月ごとに利用者数と稼働率の調査を実施する。 ・地域検討会に参加した利用者に向けたアンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
2) 路線バス ・利用者数調査を行い、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
3) 路線バス代替交通 ・月ごとに利用者数の調査を実施する。 ・利用者アンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
別添表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年6月3日（令和6年度第1回協議会）地域公共交通計画の変更及びR7フィーダー計画の協議、承認</li> <li>・ 令和6年8月5日（令和6年度第2回協議会）地域公共交通計画の変更及びR7フィーダー計画（変更）の協議、承認</li> <li>・ 令和6年11月 日（令和6年度第4回協議会）地域公共交通計画の変更及びR7フィーダー計画（変更）の協議、承認</li> </ul>

## 19. 利用者等の意見の反映状況

- ・「ふれあい交通」地域検討会の開催  
定期的に利用している住民を選定のうえ、計32箇所、延べ257名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。
- ・「ふれあい交通」運行検討会及び運行説明会の開催  
ルート新設にあたり、利用希望者を対象に、時刻表や停留所位置についての協議を行う運行検討会や利用方法の説明を行う運行説明会を開催した。
- ・「路線バス代替交通」意見交換会及び地元説明会の開催  
八幡地区において、意見交換会を計6回、延べ161名、運行説明会を計5回、延べ121名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

(所属) 大分市 都市計画部 都市交通対策課

(氏名) 朝見 樹、幸 浩史朗

(電話) 097-578-7795

(e-mail) [tosikotu@city.oita.oita.jp](mailto:tosikotu@city.oita.oita.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	大分タクシー(株)	(1) 赤仁田ルート	赤仁田	庵ノ平	判田局前バス停	往 10.9km 復 10.9km	46日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(2) 赤仁田ルート	赤仁田	庵ノ平	判田局前バス停	往 10.9km 復 10.9km	48日	71.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(3) 椋原ルート	椋原中	小岳	判田局前バス停	往 11.7km 復 11.7km	44日	74.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分タクシー(株)	(4) 椋原ルート	椋原中	小岳	判田局前バス停	往 11.7km 復 11.7km	44日	58.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(5) 弓立ルート (通常便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 18.9km 復 18.9km	48日	54.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(6) 弓立ルート (通常便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 18.9km 復 18.9km	46日	59.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(7) 弓立ルート (通学便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 18.9km 復 18.9km	119日	238.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(8) 弓立ルート (通学便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 18.9km 復 18.9km	124日	248.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(9) 弓立ルート (通常便:判田)	第二黒岩橋奥	平原橋	判田局前バス停	往 20.6km 復 20.6km	21日	28.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(10) 弓立ルート (通常便:判田)	第二黒岩橋奥	平原橋	判田局前バス停	往 20.6km 復 20.6km	21日	28.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	大分はとタクシー(株)	(11) 中野ルート	中野停留所	河原第2ステーション停留所	戸次バス停	往 9.2km 復 9.2km	48日	77.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(12) 中野ルート	中野停留所	河原第2ステーション停留所	戸次バス停	往 9.2km 復 9.2km	50日	91.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	(有)野津原タクシー	(13) 上石合ルート	屋形木	廻洲	野津原支所	往 20.7km 復 20.7km	34日	34.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの野津原線と野津原公民館バス停にて接続	③
	(有)野津原タクシー	(14) 入蔵ルート	グループホーム館	上ノ原	野津原バス停	往 4.6km 復 4.6km	55日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの野津原線と野津原バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(15) 市尾ルート	奥村	坂ノ市郵便局	坂の市バス停	往 10.6km 復 10.6km	140日	150.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂の市バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(16) 延命寺ルート	栗熊	延命寺入口	坂の市バス停	往 12.1km 復 12.1km	148日	385.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂の市バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(17) 一木ルート	田尾	政所南公民館	浜入口バス停	往 8.8km 復 8.8km	115日	156.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と浜入口バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(18) 屋山ルート	屋山団地	TOTO北	坂の市バス停	往 6.6km 復 6.6km	200日	371.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂の市バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(19) 折立ルート	折立上	殿下橋	坂の市小学校前バス停	往 4.km 復 4.km	87日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂の市小学校前バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(20) 道尻ルート	タブの木	下道尻橋	坂の市小学校前バス停	往 5.km 復 5.km	105日	104.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂の市小学校前バス停にて接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
  2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
  3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
  4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
  5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
  6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
  7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
  8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	王子第一交通株式会社	(21) 上白木ルート	13組	ミスターマックス 西大分店	生石一丁目バス停	往 7.2km 復 7.2km	113日	158.0回			路線不定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	①
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(22) 木佐上ルート(馬場)	赤井	西山下	馬場バス停	往 6.4km 復 6.4km	27日	29.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と馬場バス停にて接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(23) 木佐上ルート(神崎中 学校前)	赤井	西山下	神崎中学校前バス停	往 6.8km 復 6.8km	70日	71.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と神崎中学校前バス停にて接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(24) 河内ルート	明谷橋	河内公民館	河内入口バス停	往 1.3km 復 1.3km	47日	47.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀関線と河内入口バス停にて接続	①
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(25) 大志生木ルート	元宮	原住宅	大志生木バス停	往 4.7km 復 4.7km	99日	198.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と大志生木バス停にて接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(26) 大黒ルート	大黒	セキストア上浦店	佐賀関バス停	往 5.km 復 5.km	95日	142.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と佐賀関バス停にて接続	③
	臼津交通株	(27) 臼関線	佐賀関	白木	臼杵駅	往 25.3km 復 25.5km	291日	582.0回			路線定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と佐賀関バス停にて接続	③
	臼津交通株	(28) 臼関線	佐賀関	白木	下浦	往 9.1km 復 9.1km	291日	1,931.0回			路線定期	②(1)	大分バスの佐賀関線と佐賀関バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー株 大分シティタクシー株 (有)野津原タクシー株 別府大分合同タクシー株 大分トキハタクシー株	(29) 柞原線	野稲田	下八幡	生石一丁目	往 5.9km 復 .km	365日	182.5回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー株 大分シティタクシー株 (有)野津原タクシー株 別府大分合同タクシー株 大分トキハタクシー株	(30) 柞原線	野稲田	ミスターマックス	生石一丁目	往 6.8km 復 6.8km	365日	667.5回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③

※(24)河内ルートは、令和6年11月7日運行開始予定

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
  2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に差
  3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
  4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
  5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
  6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
  7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
  8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(31) 柞原線	柞原	ミスターマックス	生石一丁目	往 5.9km 復 .km	365日	182.5回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(32) 柞原線	西大分駅前	下八幡	野福田	往 5.3km 復 .km	240日	120.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(33) 柞原線	西大分駅前	ミスターマックス	野福田	往 6.2km 復 .km	365日	485.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(34) 机張原線	机張原公民館前	下八幡	生石一丁目	往 6.9km 復 .km	240日	120.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(35) 机張原線	机張原公民館前	ミスターマックス	生石一丁目	往 7.8km 復 7.8km	365日	850.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(36) 机張原線	机張原公民館前	ミスターマックス	西大分駅前	往 7.2km 復 7.2km	365日	485.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(37) 中大山線	中大山	下八幡	生石一丁目	往 3.7km 復 .km	240日	480.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(38) 中大山線	中大山	ミスターマックス	西大分駅前	往 4.km 復 .km	240日	120.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(39) 東八幡線	西大分駅前	下八幡	東八幡	往 3.1km 復 .km	240日	120.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(40) 東八幡線	西大分駅前	ミスターマックス	東八幡	往 4.km 復 .km	240日	120.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて接続	③

※申請番号29～41については、10月オーケーはと、11月大分シティ、12月大分トキハ、1月野津原、2月別府大分合同、3月以降未定、の順で運行します。

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
  2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
  3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
  4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
  5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
  6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
  7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
  8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	オーケーはとタクシー㈱ 大分シティタクシー㈱ (有)野津原タクシー 別府大分合同タクシー㈱ 大分トキハタクシー㈱	(41) 東八幡線	生石一丁目	ミスターマックス	東八幡	往 復 4.6km .km	240日	261.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停に て接続	③
		(42)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(43)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(44)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(45)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(46)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(47)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(48)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(49)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	
		(50)				.km .km	日	.0回			路線定期		にて接続	

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
  2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
  3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
  4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
  5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
  6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
  7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
  8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大分市地域公共交通協議会  
住 所 大分市荷揚町 2 番 3 1 号  
代表者氏名 会長 後藤 哲秀

地域公共交通計画変更届出書

令和 6 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 2 5 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
  - ・ 令和 6 年 1 2 月 1 日
- 変更箇所
  - ・ 表 1 中 No.27. 28 (白関線) の計画運行日数及び計画運行回数
  - ・ 表 1 中 No.41 (やはたコミュニティバス東八幡線) の計画運行回数
- 変更理由
  - ・ 県内の路線バスが無料になる「バス無料デー」の運行回数を除外するため。
  - ・ 周辺道路の交通渋滞による運行の遅延が常態化しており、運行間隔を調整するため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。